

令和2年2月13日

学生・教職員の皆様へ

大阪産業大学
学長 中村康範

帰国者および感染が疑われる方について（2/13更新）

標記の件について、既にニュース等で報じられているとおり、中国の武漢を中心に新型コロナウイルス関連肺炎が発生しています。これに伴い各国において続々と感染者が認められ、一層感染が拡大しております。

2月～3月（春休み期間中）は、海外から多くの観光客が来日し、大阪市内、関西各地に滞在することが想定されるため、日本国内においても、不特定多数の人が集まる場所への外出は極力避け、外出する際は可能な限りマスクを着用し、帰宅後は手洗いやうがいなどを徹底するよう、感染予防に努め、下記の点に留意をお願いいたします。

記

1.湖北省、浙江省からの帰国、旅券保持者

- (1) 帰国直後に発熱（37.5度以上）を認めている場合は、最寄りの保健所に連絡の上で、受診医療機関の指示を仰ぐ
- (2) 帰国時に感冒症状を認めている場合は、可能な限り自宅待機の上で療養する
 - ①その後、14日以内に発熱（37.5度以上）を認めた場合は、(1)に準じる
 - ②発熱を認めない場合は、必要時以外の外出を帰国後14日間は控える
- (3) 無症状で経過中でも新型コロナウイルス感染が心配に思われる場合は、最寄りの保健所に連絡の上、指示を仰ぐ

2.湖北省、浙江省以外の中国からの帰国、旅券保持者

- (1) 帰国直後に発熱（37.5度以上）を認めている場合は、最寄りの医療機関を受診し指示を仰ぐ
- (2) 帰国時に感冒症状を認めている場合は、可能な限り自宅待機の上で療養する
 - ①その後、14日以内に発熱（37.5度以上）を認めた場合は、(1)に準じる
 - ②発熱を認めない場合は、必要時以外の外出を帰国後14日間は控える

3.中国以外の外国からの帰国者

- (1) 帰国直後に発熱（37.5度以上）を認めている場合は、最寄りの医療機関を受診し指示を仰ぐ

(2) 帰国時に感冒症状を認めている場合は、可能な限り自宅待機の上で療養する

①その後、14日以内に発熱（37.5度以上）を認めた場合は、(1)に準じる

②発熱を認めない場合は、必要時以外の外出を帰国後14日間は控える

4. 本年1月10日以降海外渡航歴がある、または湖北省・浙江省からの帰国者との濃厚接触があった場合

(1) 帰国直後、もしくは接触後14日以内に発熱（37.5度以上）を認めている場合は、最寄りの医療機関を受診し指示を仰ぐ

(2) 帰国時に感冒症状を認めている場合は、可能な限り自宅待機の上で療養する

①その後、14日以内に発熱（37.5度以上）を認めた場合は、(1)に準じる

②発熱を認めない場合は、必要時以外の外出を帰国後14日間は控える

5. 上記以外の場合

体調の変化に十分注意し突然の感冒症状が見られた場合は、最寄りの医療機関を受診し指示を仰ぐ

※受診医療機関において、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、大学までお知らせください

(担当窓口) 学 生 → 学生生活課・国際交流課

教職員 → 庶務課

以上